

3-5 大規模倉庫における消防活動支援対策

1 目的

この基準は、大規模倉庫において、火災が広範囲に拡大した場合、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的とする。

2 対象施設等

令別表第1(14)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下同じ。）で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上となる新築のものに対して適用する。

なお、これ以外の令別表第1(14)項に掲げる防火対象物又は同表(12)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるものについても本基準を準用することが望ましい。この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

- (1) 無窓階が存するもの
- (2) 一の進入用階段等（建基令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段の構造に適合する階段、同令第3項に規定する特別避難階段の構造に適合する階段又は建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター）からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの
- (3) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの2分の1以上が、連動防火設備（火災時に自動火災報知設備の感知器と連動して閉鎖する防火設備）の水平投影の長さである防火区画が存するもの
- (4) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

3 消防隊の内部進入を支援するための措置

消防隊の建物内部への進入を支援するため、次に掲げる措置を講じることが望ましい。

- (1) 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。
- (2) 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける。

4 建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するため、次に掲げる措置を講じることが望ましい。

- (1) 屋外から建物中央部に放水を行う方法
外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、令第12条の規定に基づき設置する。
- (2) 非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法
ア 令第29条第2項（第1号を除く。）及び規則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニーに設置する。
 - (イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
イ 一の感知器が作動した際に当該感知器が存する防火区画を形成するために必要なすべての連動防火設備を閉鎖するよう措置する。
ウ 非常用進入口を、次に従い設ける。
 - (ア) 非常用進入口は、防火対象物の2階以上の階に設ける。
 - (イ) 非常用進入口は、建物の外周部と接するすべての防火区画に一の非常用進入口が接するように設ける。
 - (ウ) 非常用進入口には、消防活動上有効な面積が5㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。
 - (エ) 非常用進入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。
- (3) 建物中央部に車路がある倉庫において、当該車路及び非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法
ア 令第29条第2項（第1号を除く。）及び規則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニー及び車路部分に設ける。
 - (イ) 前(ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

- イ 連動防火設備等の閉鎖について、次の措置を講じる。
 - (ア) 前(2)イのとおり、措置する。
 - (イ) 一の感知器が作動した際に当該階の車路に面するすべての連動防火設備を閉鎖し、当該階の車路の屋外に面するすべての開口部を開放するよう措置する。
- ウ 前(2)ウのとおり、非常用進入口を設ける。
- (4) 進入用階段等の踊場（出入口のある踊場に限る。以下同じ。）、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法
 - ア 令第29条第2項（第1号を除く。）及び規則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。
 - (ア) 連結送水管の放水口は、2階以上の階における進入用階段等の踊場、付室及び乗降ロビーに設ける。
 - (イ) 前(ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。
 - イ 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。なお、乗降ロビーを消防活動拠点とする場合については、当該乗降ロビーのできるだけ近くに直通階段を設けるよう配慮する。